



「いのちを守る自殺対策総合計画（第3期素案）」について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、平成31年3月に「徳島県自殺対策基本計画」を策定し、県民の皆様と一体となって自殺対策に取り組んでいるところです。

このたび、現計画が令和6年3月で満了となることから、さらなる自殺対策推進の指針とするため、第3期計画の「素案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えます。ぜひ、あなたの意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和5年12月8日（金）～ 令和6年1月9日（火）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

④持参の場合

徳島県庁1階 監察評価課県庁ふれあい室まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く））



3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 保健福祉部 国保・地域共生課 地域共生担当

電話：088-621-2179 FAX：088-621-2913

メールアドレス：kokuhochiikikyouseika@pref.tokushima.jp

（提出方法について）徳島県 監察局 監察評価課 県庁ふれあい室

電話：088-621-2096 FAX：088-621-2862

メールアドレス：fureaikouryuu@mail.pref.tokushima.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 監察評価課 県庁ふれあい室 行

（パブリックコメント）



Q1 「徳島県自殺対策基本計画」ってどんな計画？

「徳島県自殺対策基本計画」では、自殺対策基本法第13条第1項の規定に基づき、県民総ぐるみによる「自殺者ゼロ」に向けた取組を推進していくため、その理念や具体的な取組等を記載しています。

第3期計画においては、令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱の内容や、本県の現状と課題を踏まえた改定を行っています。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

別添資料をご一読いただき、本県の自殺対策の方向性を示した「いのちを守る自殺対策総合計画（第3期）」について、修正案や新たに記述することが必要と思われる事項などについて、ご意見、ご提案をお寄せください。

（ → 別添資料を参照してください。）



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。